

告示 番号	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

## 別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、<u>第4号</u>にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、<u>第5号から第7号まで</u>にあつては区長に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 教育委員会職員の人事評価に係る制度の企画及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p>	<p>(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号及び第2号にあつては総務局長に、<u>第3号</u>にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、<u>第4号から第6号まで</u>にあつては区長に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p>

## 附 則

この協議は、平成28年4月1日から効力を生ずるものとする。